



長野県報

3月31日(木)
平成17年
(2005年)
号外

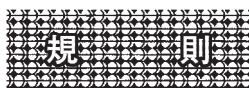
目次

規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事活性化チーム)	2
事務処理規則の一部を改正する規則(人事活性化チーム)	10
長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則(人事活性化チーム)	13
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(企業局総務課)	14
長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程(企業局総務課)	21
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(企業局総務課)	22
長野県ガス供給条例施行規程を廃止する管理規程(ガス課)	25
長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	25
長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	25
職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	25
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	28
公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	28

告 示

社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱(昭和48年長野県告示第27号)の一部改正(厚生課)	29
長野県選挙管理委員会規程(昭和30年選告示第1号)の一部改正(選挙管理委員会)	43
長野県収用委員会運営規程(昭和54年長野県収用委員会告示第1号)の一部改正(企画課)	43



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第40号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の3」を「第4条の2」に、「第30条」を「第30条の3」に、「第51条の14」を「第51条の13」に、「第51条の15」を「第51条の14」に、「第51条の16-第51条の19」を「第51条の15-第51条の18」に、「霧ヶ峰キャンプ場(第100条・第101条)」を「削除」に、「第111条の3」を「第111条の2」に、

「第21款の3 障害者福祉センター(第111条の4-第111条の6)」を

「第21款の3 西駒郷地域生活支援センター(第111条の3・第111条の4)」

「第21款の4 障害者福祉センター(第111条の5-第111条の7)」に、「第27款 削除」を「第27款 若年者就業サポートセンター(第125条・第126条)」に、

「第33款 救急センター(第143条・第143条の2)」

「第33款の2 精神保健福祉センター(第144条・第144条の2)」を

「第33款 精神保健福祉センター(第143条・第144条)」に、「中小企業情報センター(第150条・第151条)」を「削除」に、「情報技術試験場」を「工業技術総合センター」に、「工業試験場(第160条-第162条)」を「削除」に、

「第41款 精密工業試験場(第163条-第165条)」

「第41款の2 創業支援センター(第165条の2・第165条の3)」を

「第41款 創業支援センター(第163条・第164条)」に、「食品工業試験場(第166条-第168条)」を「削除」に改める。

第3条第5号中「産業振興課 産業技術課」を「産業政策課 ビジネス誘発課 産業技術支援課 雇用・人財育成課」に改める。

第3条の5を第3条の8とし、第3条の4を第3条の7とし、第3条の3中「前2条」を「第3条、第3条の2、第3条の4及び前条」に改め、同条を第3条の6とする。

第3条の2中「政策促進チーム 信州ブランド戦略チーム」を「政策促進チーム」に、「人事活性化チーム」を「人財活用チーム」に改め、同条を第3条の5とし、第3条の次に次の3条を加える。

(信州ブランド・観光戦略局の設置)

第3条の2 商工部に、前条に規定する課のほか、信州ブランド・観光戦略局を置く。

(信州ブランド・観光戦略局)

第3条の3 信州ブランド・観光戦略局は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 信州ブランドの戦略的な推進に関する事。

(2) 観光に関する事。

(信州ブランド・観光戦略局のチーム)

第3条の4 信州ブランド・観光戦略局に、次のチームを置く。

信州ブランド戦略チーム 観光・物産振興チーム

第4条第1号を次のように改める。

(1) 人権尊重及び男女共同参画の推進に関する事。

第4条第5号を削る。

第4条の2中「企画課」を「ユマニテ・人間尊重課 政策評価課」に、「交通政策課 ユマニテ・人間尊重課」を「交通政策課」に改める。

第4条の3を削る。

第5条第3項を削る。

第10条第2項を削る。

第11条第1項第11号中「及び」を「、個人情報保護運営審議会及び」に改める。

第12条第2号中「外国籍県民の自立支援」を「多文化共生社会づくりの推進」に、「こと」を「こと(国際関係に関することに限る。)」に改める。

第13条第5号から第10号までを削り、同条第11号を同条第5号とし、同条に次の1項を加える。

2 職員サポート課に、内部事務システム推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 職員の扶養親族の認定に関する事。

(2) 職員の住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の決定に関する事。

(3) 職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条の規定による認定に関する事。

(4) 給与及び児童手当の支払事務に関する事(他の所管に属するものを除く。)

(5) 旅費の支払事務に関する事。

(6) 職員の給与に関する事務その他の内部事務を集中的に処理するシステムの管理に関する事。

(7) 職員サポートセンターに関する事。

第15条第1項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を削る。

第15条の2第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 民生委員に関する事。

第17条第1項第4号中「及び知的障害者」を「、知的障害者及び精神障害者」に改め、同項第7号中「知的障害者総合援護施設」の次に「、西駒郷地域生活支援センター」を加える。

第18条第8号中「、女性相談センター及び霧ヶ峰キャンプ場」を「及び女性相談センター」に改める。

第24条第1項第13号中「、看護専門学校及び救急センター」を「及び看護専門学校」に改める。

第27条第2号中「医療用具」を「医療機器」に改める。

第27条の4第3項を削る。

第28条(見出しを含む)中「産業振興課」を「産業政策課」に改め、同条第2号中「の調査」を「及び雇用の創出に関する調査」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「及び信用保証協会」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号を削り、同条第6号を同条第4号とし、同条第7号を同条第5号とし、同条第8号から第16

号までを削り、同条第17号中「、中小企業調停審議会及び観光振興審議会」を「及び中小企業調停審議会」に改め、同号を同条第6号とし、同条第18号を削り、同条第19号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(ビジネス誘発課)

第28条の2 ビジネス誘発課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 産業誘致の推進に関すること。
- (2) 産学官連携の推進に関すること。
- (3) 創業及び新産業の創出支援に関すること。
- (4) 中小企業の経営支援に関すること。
- (5) 中小企業の金融対策に関すること。
- (6) 中小企業に対する融資の総合調整及び資金の融資あつせんに関すること。
- (7) 貸金業に関すること。
- (8) 中小企業の設備等に係る資金の助成に関すること。
- (9) 信用保証協会に関すること。
- (10) 貿易に関すること。

第29条(見出しを含む。)中「産業技術課」を「産業技術支援課」に改め、同条第1号中「産業立地の振興」を「産業技術の開発支援」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号及び第6号を削り、同条第7号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 計量に関すること。

第29条第8号を削り、同条第9号を同条第5号とし、同条第10号から第13号までを4号ずつ繰り上げ、同条第14号中「情報技術試験場、工業試験場、精密工業試験場、創業支援センター及び食品工業試験場」を「工業技術総合センター及び創業支援センター」に改め、同号を同条第10号とする。

第30条の見出しを「(雇用・人材育成課)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「産業活性化・雇用創出推進局」を「雇用・人材育成課」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 産業の活性化を図るための人材育成に関すること。

第30条第2項第6号中「及び技術専門学校」を「、技術専門学校及び若年者就業サポートセンター」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を削り、第2章第1節第1款第5目中同条の次に次の2条を加える。

(信州ブランド戦略チーム)

第30条の2 信州ブランド戦略チームは、信州ブランドの戦略的な推進に関する事務をつかさどる。

(観光・物産振興チーム)

第30条の3 観光・物産振興チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 観光に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 観光の振興及び宣伝に関すること。
- (3) 旅行業、通訳案内業及び観光案内業に関すること。
- (4) 小型船舶(漁船を除く。)に関すること。
- (5) 県産品の販路拡張に関すること。
- (6) レクリエーション施設の整備運営に関すること。
- (7) 観光振興審議会の庶務に関すること。

第36条第1号及び第40条第6号中「こと」を「こと(道路建設課道路計画室の所管に属する事項を除く。)」に改める。

第43条第1項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同条第3項を削る。

第46条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を削り、同条に次の1項を加える。

2 道路建設課に、道路計画室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 道路(幹線として位置付ける農道及び林道を含む。)の建設に係る調査及び計画の調整に関すること。
- (2) 地方道路公社に関すること。
- (3) 高規格幹線道路及び北陸新幹線鉄道の建設に関連する事項に関すること。

第51条の2第1項第12号を削り、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号を同項第14号とし、同項第16号及び第17号を削り、同項第18号中「、住宅審議会及び景観審議会」を「及び住宅審議会」に改め、同号を同項第15号とし、同項第19号を同項第16号とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 建築管理課に、土地・景観室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 土地利用に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 土地取引の規制に関すること。
- (3) 公有地取得の調整に関すること。
- (4) 土地の価格に関すること。
- (5) 不動産鑑定業に関すること。
- (6) 土地開発公社の指導監督に関すること。
- (7) 土地収用に関すること。
- (8) 景観形成に関すること。
- (9) 屋外広告物に関すること。
- (10) 総合計画審議会(国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合に限る。)、土地利用審査会、収用委員会及び景観審議会の庶務に関すること。

第51条の4に次の1号を加える。

(3) 建築工事の専門的指導に関すること。

第51条の8を削り、第51条の9を第51条の8とし、第51条の10を第51条の9とし、第51条の11を第51条の10とする。

第51条の12(見出しを含む。)中「人事活性化チーム」を「人材活用チーム」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を削り、同条第7号を同条第4号とし、同条第8号から第13号までを3号ずつ繰り上げ、同条を第51条の11とし、第51条の13を第51条の12とする。

第51条の14第3号を同条第6号とし、同条第2号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 県の行政組織及び職務権限に関すること。
- (3) 職階制及び職員定数に関すること。
- (4) 職員団体に関すること。

第51条の14を第51条の13とする。

第51条の15第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「防災会議」の次に「及び国民保護協議会」を加え、同号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 武力攻撃事態等における国民の保護に係る総合調整に関する

ること。

第2章第1節第1款第10目の3中第51条の15を第51条の14とする。
第51条の16の見出し及び同条第1項中「企画課」を「ユマニテ・人間尊重課」に改め、同項第2号から第7号までを次のように改める。

- (2) 人権尊重に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 人権尊重の意識の普及及び高揚に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。
- (5) 男女共同参画社会づくりの促進に関すること。
- (6) 部落解放審議会、男女共同参画推進指導委員及び男女共同参画審議会の庶務に関すること。
- (7) 男女共同参画センターに関すること。

第51条の16第1項第8号及び第9号を削り、同項第10号を同項第8号とし、同条第2項を削り、第2章第1節第1款第11目中同条を第51条の15とし、同条の次に次の1条を加える。

(政策評価課)

第51条の16 政策評価課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 政策評価に関すること。
- (2) 公共事業評価に関すること。
- (3) 事務事業評価に関すること。
- (4) 統計の利用及び二次的統計の作成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第51条の17第2項中「統計活用室」を「統計室」に改める。

第51条の19を削る。

第52条第1号中「及び社会保険料」を削る。

第53条第2項を削る。

第54条第11号中「及び社会保険料」を削る。

第56条第1項第13号を削り、同項第14号を同項第13号とし、同項第15号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同項第31号を削り、同項第32号を同項第30号とし、同項第33号を同項第31号とし、同項第34号を同項第32号とし、同項第35号を削り、同項第36号を同項第33号とし、同項第37号から第42号までを3号ずつ繰り上げ、同条第2項第8号及び第9号を削り、同項第7号を同項第9号とし、同項第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 長野県西駒郷地域生活支援センター
 - (5) 長野県若年者就業サポートセンター
- 第56条第2項第10号を次のように改める。
- (10) 長野県工業技術総合センター

第56条第2項第12号を削り、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

第77条第12項を同条第13項とし、同条第6項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 長野県松本地方事務所及び長野県長野地方事務所の税務課に、自動車税及び自動車取得税の収納に関する事務をつかさどらせるため、自動車税分室を置く。

第77条の2第2号中「及び単身赴任手当」を「、単身赴任手当及び寒冷地手当」に改める。

第87条中「支援する」を「支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第94条の2中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第95条に次の1項を加える。

2 長野県女性相談センターの一時保護施設の位置は、長野県女性相談センター条例に規定するところにより、長野市及び東筑摩郡波田町である。

第2章第2節第18款を次のように改める。

第18款 削除

第100条及び第101条 削除

第102条中「治す」を「治し、あわせて退所した者について相談その他援助を行う」に改める。

第111条の3を削る。

第2章第2節第21款の3中第111条の6を第111条の7とし、第111条の5を第111条の6とし、第111条の4を第111条の5とする。

第2章第2節第21款の3を同節第21款の4とし、同節第21款の2の次に次の1款を加える。

第21款の3 西駒郷地域生活支援センター

(業務)

第111条の3 長野県西駒郷地域生活支援センターは、西駒郷の入所者の地域生活への移行の推進並びに知的障害者の相談、支援及び自律訓練に関する調査研究を行うところとする。

(位置)

第111条の4 長野県西駒郷地域生活支援センターの位置は、駒ヶ根市とする。

第2章第2節第27款を次のように改める。

第27款 若年者就業サポートセンター

(業務)

第125条 長野県若年者就業サポートセンターは、若年者に対する適職相談、職業情報の提供及び職業能力開発の支援を行うところとする。

(位置)

第126条 長野県若年者就業サポートセンターの位置は、松本市とする。

第2章第2節第33款を削る。

第144条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、長野県精神保健福祉センターは、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項に規定する業務を行う。

第2章第2節第33款の2中第144条を第143条とし、第144条の2を第144条とする。

第2章第2節第33款の2を同節第33款とする。

第2章第2節第36款を次のように改める。

第36款 削除

第150条及び第151条 削除

第2章第2節第38款の款名を次のように改める。

第38款 工業技術総合センター

第155条中「長野県情報技術試験場」を「長野県工業技術総合センター」に、「情報関連技術、繊維技術及び木工芸技術」を「工業技術」に、「指導」を「支援」に改める。

第156条中「長野県情報技術試験場の位置は、」を「長野県工業技術総合センターの位置は、長野市、岡谷市及び」に改める。

第157条を次のように改める。

(内部組織)

第157条 長野県工業技術総合センターに、その事務を分掌させるため、技術連携支援チーム、サポートチーム、材料技術部門、精

- 密・電子技術部門、情報技術部門及び食品技術部門を置く。
- 2 技術連携支援チームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 試験研究及び支援に係る企画及び調整に関すること。
 - (2) 産業技術の開発に係る産学官連携に関すること。
- 3 サポートチームは、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 庶務及び会計に関すること。
 - (2) その他技術連携支援チーム及び部門の所管に属さないこと。
- 4 材料技術部門は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 無機材料及び有機材料に関する試験研究及び支援に関すること。
 - (2) 金属材料に関する試験研究及び支援に関すること。
 - (3) 設計及び生産システム技術に関する試験研究及び支援に関すること。
 - (4) 工業製品の性能評価に関する試験研究及び支援に関すること。
- 5 精密・電子技術部門は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 精密測定及び光学測定に関する試験研究及び支援に関すること。
 - (2) 精密加工技術に関する試験研究及び支援に関すること。
 - (3) 化学分析及び表面処理に関する試験研究及び支援に関すること。
 - (4) 電子測定、電子機器及び半導体に関する試験研究及び支援に関すること。
- 6 情報技術部門は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 情報システム技術に関する試験研究及び支援に関すること。
 - (2) 高周波通信技術及び組込みシステム開発に関する試験研究及び支援に関すること。
 - (3) デザイン開発技術、人間工学技術、繊維技術、木製品に関する技術及び生活科学に関する試験研究及び支援に関すること。
- 7 食品技術部門は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 食品バイオテクノロジーに関する試験研究及び支援に関すること。
 - (2) 加工食品及び食品生産技術に関する試験研究及び支援に関すること。
- 8 部門に、その事務を分掌させるため、チームを置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

部 門	名 称	分 掌 事 務
材料技術部門	材料化学チーム	第4項第1号の事項
	金属材料チーム	第4項第2号の事項
	設計支援技術チーム	第4項第3号の事項
	製品科学チーム	第4項第4号の事項
精密・電子技術部門	測定チーム	部門内の庶務及び会計に関する事項並びに第5項第1号の事項
	加工チーム	第5項第2号の事項
	化学チーム	第5項第3号の事項
	電子チーム	第5項第4号の事項

情報技術部門	情報システムチーム	部門内の庶務及び会計に関する事項並びに第6項第1号の事項
	通信・基盤技術チーム	第6項第2号の事項
	人間生活科学チーム	第6項第3号の事項
食品技術部門	食品バイオチーム	部門内の庶務及び会計に関する事項並びに第7項第1号の事項
	加工食品チーム	第7項第2号の事項

第2章第2節第40款を次のように改める。

第40款 削除

第160条から第162条まで 削除

第2章第2節第41款を削る。

第165条の2中「指導」を「支援」に改め、第2章第2節第41款の2中同条を第163条とする。

第165条の3第1項の表の長野県松本創業支援センターの項を削り、同表に次のように加える。

長野県松本創業支援センター	松本市
---------------	-----

第165条の3第2項を次のように改める。

2 創業支援センターは、長野県工業技術総合センターに付置する。

第165条の3を第164条とする。

第2章第2節第41款の2を同節第41款とする。

第2章第2節第42款を次のように改める。

第42款 削除

第165条から第168条まで 削除

第176条中「第14条の6第2項」を「第12条第2項」に、「改良普及員の行う普及指導の連絡調整」を「普及指導員が普及指導等の事務を行うことにより得られた知見の集約」に、「の総合並びに」を「を総合するための活動、」に、「とともに、」を「並びに」に改める。

第221条第8項第1号を次のように改める。

(1) 烏川溪谷緑地に関すること。

第244条の2及び第245条を削り、第244条を第245条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(ユニットの設置)

第244条 この規則に規定するもののほか、本庁の課、チーム若しくは室(付置機関に限る。)又は現地機関若しくはその分掌組織若しくは分所(以下この条において「課等」という。)に、その事務を分掌させるためユニットを置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、課等の長が定める。

2 前項の規定によりユニットを置く課等に、その事務を管理させるため、ユニットリーダーを置き、主任又は研究員の職以上の職にある職員のうちから、当該課等の長が指定する。

附則第4条第4項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 長野県北信新幹線事務所は、長野県中野建設事務所に付置する。別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)から(別表第3)まで 削除

別表第7の長野県松本児童相談所の項中「松本市」を「東筑摩郡波田町」に改める。

別表第15の長野県長野食肉衛生検査所の項中「長野市 須坂市」を「須坂市」に改める。

別表第20の長野県松本農業改良普及センター明科支所の項中「、四賀村」を削る。

別表第28の長野県臼田建設事務所の項を次のように改める。

長野県臼田建設事務所	佐久市	佐久市のうち田口、清川、下越、三分、入澤、平林、湯原、上小田切、中小田切、北川、下小田切、勝間及び臼田の区域 南佐久郡
------------	-----	---

別表第28の長野県佐久建設事務所の項中「佐久市 小諸市」を「佐久市(長野県臼田建設事務所の管轄する区域を除く。) 小諸市」に改め、同表の長野県松本建設事務所の項中「東筑摩郡 南安曇郡のうち奈川村及び安曇村」を「東筑摩郡」に改め、同表の長野県豊科建設事務所の項中「(奈川村及び安曇村を除く。)」を削る。

別表第30の長野県犀川砂防事務所の項中「東筑摩郡」を「松本市のうち反町、刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、金山町、保福寺町、中川、穴沢、取出、板場、会田及び五常の区域 東筑摩郡」に改め、「、四賀村」を削る。

別表第32の1の長野県職業能力開発審議会の項中

「産業活性化・雇用創出推進局」を「雇用・人財育成課」に改め、同1の長野県開発審査会の項の次に次のように加える。

長野県土地利用審査会	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関する事。	土地・景観室
------------	--	--------

別表第32の1の長野県私立学校審議会の項中

「人事活性化チーム」を「人財活用チーム」に改め、同1の長野県土地利用審査会の項を次のように改める。

長野県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に対する意見の申述並びに国民の保護に関する計画の作成等に係る答申に関する事。	危機管理・消防防災課
------------	--	------------

別表第32の2の長野県情報公開審査会の項中「調査審議」の次に「、出資法人等が行った情報の公開等に対してされた異議の申出等に関し意見を聴かれた事項の審議及び情報公開に関する事項についての建議」を加え、同項の次に次のように加える。

長野県個人情報保護運営審議会	長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第46条の規定によりその権限に属させられた事項の審議並びに同条の規定による個人情報の保護に関する事項についての実施機関からの諮問に応じた調査審議及び個人情報の保護に関する事項についての建議に関する事。	情報公開課
----------------	---	-------

別表第32の2の長野県個人情報保護審査会の項中「(平成3年長野県条例第2号)第33条」を「第50条」に、「及び訂正」を「、訂正及び利用中止」に改め、「、記録情報の抹消」を削り、「利用及び提供の中止の申出に係る通知についての再申出並びに事実の公表に関する審議並びに」を「出資法人等が行った」に、「保護に関する事項についての建議」を「開示等に対してされた異議の申出等に関し意見を聴かれた事項の審議」に改め、同2の長野県中小企業振興審議会の項及び長野県中小企業調停審議会の項中

「産業振興課」を「産業政策課」に改め、同2の長野県観光振興審議会の項中

「産業振興課」を

「観光・物産振興チーム」に改め、同2の長野県景観審議会の項中

「建築管理課」を「土地・景観室」に改め、同2の長野県総合計画審議会の項中「(昭和49年法律第92号)」を削り、「|企画課|」を「|土地・景観室|」に改め、同2の長野県特別職報酬等審議会の項中

「人事活性化チーム」を「人財活用チーム」に改める。

別表第33の課、チーム又は室(危機管理室を除く。)の項を次のように改める。

信州ブランド・観光戦略局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
--------------	----	------------------

別表第33中「、室(危機管理室を除く。)又は産業活性化・雇用創出推進局」を「又は室(危機管理室を除く。)」に、

「企画幹」を「企画調整事務の総括掌理」に、

課長	課務、チームの事務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督	に、「
チームリーダー		
室長		
企画幹	企画調整事務の総括掌理	」

室又は局」を「又は室」に、

係長	課務、室務又は局務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理	を
企画員	高度な企画調整事務	

「

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

」に改め、

同表の税務課の項中「及び軽油特別調査員」を「、軽油特別調査員及び家屋評価専門員」に、「及び軽油調査員」を「、軽油調査員、家屋評価専門員及び家屋評価員」に改め、

「

家屋評価員	不動産取得税に係る家屋評価
分室長	室務の掌理及び所属職員の指揮監督

」を

「

家屋評価員	不動産取得税に係る家屋評価
-------	---------------

」に改め、

同表の職員サポート課の項中

「

歯科衛生士	歯科衛生業務
-------	--------

」を

「

歯科衛生士	歯科衛生業務
保健師	保健指導業務

」に改め、

同表の厚生課の項中「社会福祉施設等の指導監査及び福祉事務所職員、社会福祉施設職員等の研修に関する専門的業務」を「福祉監査員としての職務及び福祉監査員の事務」に改め、同表のコモンズ福祉課の項の次に次のように加える。

高齢福祉課	保健師	保健指導業務
-------	-----	--------

別表第33の障害福祉課の項の次に次のように加える。

障害者自律支援室	保健師	保健指導業務
----------	-----	--------

別表第33の保健予防課の項中

「

歯科医師	歯科医療業務
------	--------

」を

「

歯科医師	歯科医療業務
診療放射線技師	放射線業務
臨床検査技師	臨床検査業務

」に、「基

づき」を「基づく」に改め、同表の食品環境課の項中

「

獣医師	獣医衛生業務
-----	--------

」を

「

薬剤師	薬事衛生業務
獣医師	獣医衛生業務

」に改め、

同表の生活文化課の項の次に次のように加える。

NPO活動推進室	NPO推進幹	NPO活動の推進に関する専門的業務の総括掌理
----------	--------	------------------------

別表第33の産業振興課の項及び産業活性化・雇用創出推進局の項を次のように改める。

ビジネス誘発課	上海駐在員	海外駐在
	深圳駐在員	
	名古屋駐在員	名古屋市への駐在
	大阪駐在員	大阪市への駐在

別表第33の農業技術課の項中「第14条の2第2項及び第3項に規定する職務」を「第8条第2項に規定する職務及び改良普及員の指導」に改め、同表の林政課の項、林業振興課の項及び森林保全課の項中「第187条第2項に規定する職務」を「第187条第2項に規定する職務及び林業改良指導員の指導」に改め、同表の監理課の項を次のように改める。

監理課	構造改革支援主幹	建設産業の構造改革支援に関する複雑かつ困難な業務を行う職務
-----	----------	-------------------------------

別表第33の道路建設課の項を削り、同表の建築管理課の項を次のように改める。

建築管理課	建築指導幹	建築物及び建築士に関する専門的業務の総括掌理
	技術専門員	高度な技術指導
	建築主事	建築基準法第6条第1項に規定する職務
	建築監視員	建築基準法第9条の2に規定する職務
土地・景観室	技術専門員	高度な技術指導

別表第33の施設課の項を次のように改める。

施設課	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	建築工事の専門的指導
	技術専門員	高度な技術指導

別表第33中「

人事活性化チーム

」を「

人財活用チーム

」に改める。

別表第36の地方事務所の項中「第187条第3項」を「第187条第2項」に、「広域排水事業対策幹」を「広域水利事業対策幹」に、「かんがい排水事業」を「農業水利事業」に、

総務主幹（松本及び長野に限る。）	所の特定事務の分掌及び所務の整理
廃棄物対策推進主幹（下伊那及び松本に限る。）	廃棄物処理施設の整備促進に関する職務

を

「 廃棄物対策推進 主幹(下伊那に 限る。)	廃棄物処理施設の整備促進に関 する職務	に、「上
自動車税分室長 (松本及び長野 に限る。)	自動車税分室の事務の掌理及び 所属職員の指揮監督	

伊那、松本及び長野」を「下伊那、松本、長野及び北信」に、

「 建築専門員(松本及び長野に限る。)	を	に改め、
「 建築専門員(佐久、上伊那、松本及び長野に限る。)	」	

同表の児童相談所の項中

「 特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な児童 の専門的相談及び指導	を
「 特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な児童 の専門的相談及び判定	

「 児童の専門的相談及び指導のうち特に高度の知識 経験に基づく複雑かつ困難なもの	に、
「 児童の専門的相談及び判定のうち特に高度の知識 経験に基づく複雑かつ困難なもの	

「 児童指導員	入所児童の保育及び指導	を
「 児童指導員	入所児童の保育及び指導	
「 保健師	保健指導業務	に改め、

同表の波田学院の項中「第10条第3項」を「第36条第3項」に、「第10条第4項」を「第36条第4項」に改め、同表の女性相談センターの項中

「 生活指導員	入所者の生活指導	を
「 生活指導員	入所者の生活指導	
「 保健師	保健指導業務	に改め、

同表の諏訪湖健康学園の項中「特に」を「入園児童の専門的保育及び指導のうち特に」に、「困難な入園児童の専門的保育及び指導」を「困難なもの」に改め、同表の信濃学園の項中「特に」を「入園児童の専門的療育及び指導のうち特に」に、「困難な入園児童の専門的療育及び指導」を「困難なもの」に改め、同表の身体障害者リハビリテーションセンターの項中

「 特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な身体 障害者の専門的判定及び指導	を
「 身体障害者の専門的判定及び指導のうち特に高度 の知識経験に基づく複雑かつ困難なもの	

「 医師	医療業務	を
---------	------	---

「 医師	医療業務	に、
「 医療技術専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療関連業務	

「 臨床検査技師	臨床検査業務	を
-------------	--------	---

「 臨床検査技師	臨床検査業務	に改め、
「 主任機能訓練専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な専門的機能訓練業務	

同表の西駒郷の項を次のように改める。

西駒郷地域生活支援センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	主任自律支援専門員	知的障害者の専門的自律支援のうち特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難なもの
	自律支援専門員	知的障害者の専門的自律支援
	自律支援員	知的障害者の自律支援

別表第36の技術専門校の項の次に次のように加える。

若年者就業サポートセンター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------------	----	------------------

別表第36の県立病院の項中

「 助産師	助産業務	を
「 助産師	助産業務	に改め、
「 介護福祉員	介護業務	

同表の介護老人保健施設の項中

「 医師	医療業務	を
「 医師	医療業務	
「 医療技術専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療関連業務	に改め、

同表の精神保健福祉センターの項中

「 次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理	を
---------	-------------------	---

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理	に改め、
主任精神保健専門員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する専門的相談及び指導業務のうち特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難なもの	

同表の情報技術試験場 工業試験場 精密工業試験場 食品工業試験場の項を次のように改める。

工業技術総合センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	研究技監	特命に関する試験研究及び試験研究の企画
	チームリーダー	チームの事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	部門長	部門の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	研究企画幹	試験研究及び支援の企画及び調整に関する事務の総括掌理
	専門研究員	特に高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究
	研究企画員	試験研究及び支援の企画及び調整
	主任研究員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究
	研究員	高度の知識経験に基づく困難な試験研究
	工業技師	工業に関する技能的技術業務

別表第36の地域農業改良普及センターの項中「第14条の2第5項」を「第8条第2項」に改め、同表の林業総合センターの項中「職務」を「職務及び林業改良指導員の指導」に改める。

別表第41の長野県松本創業支援センターの項から長野県岡谷創業支援センターの項までを次のように改める。

長野県長野創業支援センター所長	長野県工業技術総合センター材料技術部門長
長野県岡谷創業支援センター所長	長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門長
長野県松本創業支援センター所長	長野県工業技術総合センター情報技術部門長

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(長野県中小企業情報センター管理規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 長野県中小企業情報センター管理規則(昭和54年長野県規則第3号)
 - (2) 長野県救急センター管理規則(昭和58年長野県規則第38号)
(測量業者登録簿閲覧に関する規則の一部改正)

3 測量業者登録簿閲覧に関する規則(昭和37年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別紙様式中

課長	課長補佐	係長

を

決裁権者	決裁回議	に改める。

(被服貸与規則の一部改正)

4 被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(22)の項中「食品工業試験場」を「工業技術総合センター食品技術部門」に改め、同1の(28)の項中「信濃学園」の次に「及び諏訪湖健康学園」を加え、

作業上衣	1着	1年	西駒郷の職員に限る。	を
手術衣	2着	2年	手術に従事する職員に限る。	

手術衣	2着	2年	手術に従事する職員に限る。	に改め

る。

(財務規則の一部改正)

5 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「産業活性化・雇用創出推進局」を「信州ブランド・観光戦略局」に改める。

第291条第1号中「本庁の係長」を「企画員」に、「者を」を「職を」に改め、同条第2号中「本庁の係長」を「企画員」に改める。

別表第1の2中「西駒郷」を「西駒郷地域生活支援センター」に改め、同表の5中「計量検定所 情報技術試験場 工業試験

場 精密工業試験場 食品工業試験場」を「若年者就業サポートセンター 計量検定所 工業技術総合センター」に改め、同表の8中「佐久高速道事務所 北信新幹線事務所」を「佐久高速道事務所」に改める。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

6 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「|企画局企画課長|」を「|住宅部建築管理課土地・景観室長|」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

7 特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(松本分室及び長野分室を除く。)」を削り、同項第2号中「総務部税務課松本分室及び長野分室並びに」を削る。

第4条第1項第1号及び第5号の「第6条第2項から第5項までに定める」を「第6条第1項に規定する」に改める。

第7条第1項第5号及び第6号中「保健所」を「地方事務所」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

8 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野県商工部産業振興課」を「長野県商工部ビジネス誘発課」に改める。

人事活性化チーム

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第41号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「産業活性化・雇用創出推進局長、」を削り、「及び次項から第5項まで」を「、第4項及び第5項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、照会、回答等で内容の軽易なものは、課長があらかじめ指定した職員に専決させることができる。

第6条第4項中「税務課分室長、産業活性化・雇用創出推進局若年者就業サポートセンター所長、」を削り、同条第5項中「出納決算係長」を「会計課長があらかじめ指定した職員」に改める。

第9条第4項を次のように改める。

4 部長が不在のときは事務を主管する課長が、部長及び事務を主管する課長がともに不在のときは知事の承認を受けてあらかじめ部長が指定した順序により課長(その事務につき合議を受けた部内の課長があるときはその課長)がその事務を代決する。

第9条第12項を同条第13項とし、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「知事の承認を受けて」を削り、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「知事の承認を受けて」を削り、同項を同条第

8項とし、同条第6項中「知事の承認を受けて」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 次の表の左欄に掲げる部長が不在の場合における前項の規定の適用については、同表の左欄に掲げる部長の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左 欄	中 欄	右 欄
経営戦略局長	事務を主管する課長が、部長及び事務を主管する課長	経営戦略局長があらかじめその主管する事務ごとに指定した経営戦略参事又は参事が、経営戦略局長及び当該経営戦略参事又は参事がともに不在のときはその事務を主管するチームリーダーが、これらの者
社会部長	事務を主管する課長が、部長及び事務を主管する課長	社会参事が、社会部長及び社会参事がともに不在のときはその事務を主管する課長が、これらの者
衛生部長	事務を主管する課長が、部長及び事務を主管する課長	衛生技監が、衛生部長及び衛生技監がともに不在のときはその事務を主管する課長が、これらの者
商工部長	事務を主管する課長が、	事務を主管する課長(信州ブランド・観光戦略局がつかさどる事務にあつては信州ブランド・観光戦略局長、商工部長及び信州ブランド・観光戦略局長がともに不在のときはその事務を主管するチームリーダー。以下この項において同じ。)が、
林務部長	事務を主管する課長が、部長及び事務を主管する課長	林務参事が、林務部長及び林務参事がともに不在のときはその事務を主管する課長が、これらの者
危機管理室長	指定した順序により課長(その事務につき合議を受けた部内の課長があるときはその課長)	指定した職員

別表第2の1中「長野県西駒郷」を「長野県西駒郷地域生活支援センター」に改め、「技術専門校」の次に「、長野県若年者就業サポートセンター」を加え、「長野県情報技術試験場、長野県工業試験場、長野県精密工業試験場、長野県食品工業試験場」を「長野県工業技術総合センター」に、「、長野県佐久高速道事務所並びに長野県北信新幹線事務所」を「並びに長野県佐久高速道事務所」に改め、同3の(2)の「、長野県中野建設事務所」にあつては長野県北信新幹線事務所」を削り、「含む。以下」を「含む、長野県工業技術総合センターの精密・電子技術部門、情報技術部門及び食品技術部門にあつては当該部門をいう。」に改め、同5の(5)のイを削り、同ウを同イとし、同(5)に次の事項を加える。

ウ 信州ルネッサンス革命推進事業支援金交付要綱(平成17年長野県告示第158号)の規定に基づく支援金の交付
別表第2の5の(87)を同(90)とし、同(86)のイ中「(20)」を「(22)」に、「(22)から(83)」を「(24)から(86)」に改め、同(86)を同(89)とし、同(73)から(85)までを3ずつ繰り下げ、同(76)の前に次の事項を加える。